
地域復興実用化開発等促進事業費補助金

事務処理に関するQ&A

※現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。

平成 31 年 2 月 8 日版

(補助対象事業者)

Q-1 提案書提出時点で、福島県浜通り地域に研究開発・実証拠点等はないが、平成31年度以降に拠点を設ける予定である。この場合は、補助対象の地元企業等には含まれないのか。

A-1

福島県浜通り地域の研究開発・実証拠点等であるかどうかは、登記事項証明書(商業・法人登記等)により判断します。そのため、公募提案までに生産拠点等を設け、その登記事項証明書を提出いただく必要があります。万が一、会社等の規則等により、登記事項証明書の提出が不可能な場合は、その旨を記載した理由書(任意様式)と研究開発・実証等の実施予定地であることが分かる写真等を提出していただくことで認められる場合があります。

Q-2 農業従事者など、個人は補助対象事業者になりうるのか。

A-2 個人は単独では補助対象事業者にはなれません。委託先や外注先による参画としてください。

Q-3 農業法人など、製造業以外も補助対象事業者になりうるのか。

A-3 補助対象となります。例えば、JA(農業協同組合)などの農林水産業者は、“その他の業種”※に相当します。

※募集要領Ⅲ2(2)「中小企業の定義」による。記載以外の業種は、“その他の業種”に相当する。

Q-4 国立研究開発法人や公設試験研究機関、大学、高等専門学校などの研究機関等は、補助対象(地元企業等や地元企業等と連携して実施する企業)になりうるのか。

A-4 県機関である公設試験研究機関は認められません。他の研究機関等は補助対象として、“地元企業等”に該当します。

ただし、“地元企業等と連携して実施する企業”は企業に限られるため、認められません。

Q-5 他の補助金を活用しているが申請可能か。

A-5 補助対象事業の内容が重複していなければ、提案いただけます。提案にあたっては、実施内容・経費等が明確に区別されているかご留意いただくとともに、様式1-2号(別紙)類似計画等状況説明書をご提出ください。

Q-6 震災により浜通り地域外へ移転しているが、補助対象の地元企業等に認められるのか。

A-6 移転した場合は、地元企業等として認められません。

Q-7 公募提案までに福島県浜通り地域に生産拠点等を設け、当該拠点において実用化開発等に取り組む場合、地元企業等とするとのことだが、既に立地補助金の指定を受け拠点整備が決まっているが、団地造成の遅れにより、補助対象年度内の整備が間に合わない。この場合も認められないのか。

A-7 立地補助金の指定を受け、浜通り地域内の拠点整備が確実であり、かつ浜通り地域内（大学等の施設や賃貸オフィスなど）で実用化開発等を実施する場合、地元企業等として認められる場合があります。

Q-8 1企業1提案といった制限はあるのか。

A-8 複数の事業計画を提案していただいて問題ありません。ただし、複数の事業計画が採択となった場合でも、実施可能な体制等を確保してください。

（補助事業の実施場所）

Q-9 実用化開発等の実施場所は、福島県浜通り地域に限られるのか。

A-9 浜通り地域の産業復興に寄与するものとし、原則、浜通り地域とします。浜通り地域以外での実施については、浜通り地域の産業復興に寄与するかどうかという審査項目を踏まえ判断されます。

Q-10 浜通り地域での実施とは、具体的にどのような取り組みを指すのか。

A-10 浜通り地域の研究開発・実証拠点等において、実用化開発等に係る経費を執行していただくものです。仮施設や機械設備を浜通り地域に整備・設置し使用すること、浜通り地域で補助事業従事者が実用化開発等の業務に従事すること、材料を消費すること、委託・外注先が業務を実施することなどです。

Q-11 浜通り地域に立地する研究開発拠点等を活用する場合には、補助対象の「地元企業等」に該当するのか。

Q-11 研究開発拠点等を一定期間、継続的に利用する場合は、認められる場合があります。例えば、南相馬市に整備中の福島ロボットテストフィールド研究棟の「研究室」に入居し、本事業を実施する場合には、「地元企業等」に該当します。

（仮施設・機械設備の整備）

Q-12 補助目的以外の他の用途に転用可能な機械設備は、補助対象として認められないのか。

A-12 補助目的以外の他の用途に転用可能な機械設備は補助対象外です。しかし、シス

テムや設備の一部として組み込まれ、開発等に必要不可欠と判断できる機械設備は可とします。ただし、用途については聞き取りを行い、現地調査で確認をいたします（補助事業期間終了後の取扱いについてQ 1 4 も合わせて確認下さい）。

Q-13 補助事業の進捗状況によっては、仮設施設・機械設備の整備が補助事業期間の終了間際になる可能性があるが、問題はないか。

A-13 補助事業期間の後半に仮設施設・機械設備を整備した場合、実用化開発等が十分に進められるか疑問です。仮設施設・機械設備の整備は早めに行ってください。

Q-14 整備した仮設施設・機械設備は、補助事業期間終了後、どの様に取り扱えばよいか。

A-14 本補助事業により整備した仮設施設・機器について、補助事業期間終了後、財産処分制限期間中に、継続的な実用化開発等以外の目的に使用する場合（補助事業期間終了後、実用化開発等促進事業における事業化に向けた継続的な実用化開発等の実施体制を変更する場合を含む）は、財産処分承認申請（様式第12号）を行い、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額を県に納付する義務があります。

Q-15 委託先が購入した機械装置は、どう扱えばよいか。

A-15 機械装置に限らず、全ての所有権は委託元に帰属します。さらに50万円以上の機械装置は、委託元の取得財産等管理台帳へ記載してください。また委託先に設置して使用する場合は、所有権や貸借物品、責任管理者、貸借期間などを明示した契約書または覚書を、取り交わしてください。当補助金は単年度区切りのため、貸借期間は最長でも年度内の3月31日までとし、引き続き翌年度も貸借する場合は、あらためて契約書または覚書を取り交わしてください。

Q-16 本事業を実施するにあたり、福島県浜通り地域に工場を立地したいと考えているが、補助対象として認められるか。認められない場合は、他の補助金はあるのか。

A-16 認められません。生産などの施設や設備については、県等が実施する立地補助金の活用を認めておりますので、別途、ご相談ください。

Q-17 本事業で導入した設備等を生産など事業用の設備として使用することは認められるのか。

A-17 本事業で取り組む実用化開発等とは、研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組であるため、研究・実証用の設備等として使用する場合には限られ、生産など事業用の設備等として使用する場合は本事業の補助対象とはなりません。なお、補助事業期間終了後、財産処分制限期間中に本事業の目的である研究開発や実証な

どの用途以外の目的に使用する場合には、目的外使用とみなされますので、財産処分承認申請を行い、残存簿価相当額に補助率を乗じた額を県に納付していただきます（補助事業期間終了後の取扱いについてQ 1 4 も合わせて確認下さい）。

（実用化開発等）

Q-18 実用化開発等は、研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組とあるが、これは製品開発に限られるのか。

A-18 製品開発に限らず、製品等を構成する部品や要素技術などの実用化開発等も対象になります。

Q-19 自治体ぐるみによる社会システム構築といった取り組みは、実用化開発等として認められるのか。

A-19 福島イノベーション・コースト構想の趣旨・目的に照らして、浜通り地域の産業復興に寄与すると判断された場合には、対象となり得ます。

Q-20 複数年計画による提案は認められるのか。

A-20 本事業は年度毎の採択となりますが、3年間（新規に提案される方は、平成33年度まで）を上限に複数年計画が認められます。最終年度までの計画を示すとともに、補助事業の当該年度の計画を提案してください。年度毎に最終成果品を構成する部品や要素技術などを成果として示していただきます。この評価次第では次年度の採択可能性が高まりますが、年度毎に改めて提案し審査を受ける必要があります。

Q-21 補助額の上限は7億円とあるが、下限はあるか。

A-21 特に定めておりません。なお、福島県浜通り地域の産業復興に寄与するかどうか審査項目の1つとなっております。補助額の大小ではなく、産業復興の寄与等により評価されます。

（外注費・委託費）

Q-22 外注及び委託は福島県浜通り地域の企業等に限るのか。外注費と委託費の区別は。

A-22 実施先に制限はありませんが、できる限り浜通り地域の企業としてください。（浜通り地域以外での実施については、浜通り地域の産業復興に寄与するかどうかという審査項目を踏まえ判断されることに留意下さい）。また、委託費は補助額の30%以下にしてください。

なお、本事業において委託費とは研究開発要素が含まれているもの（仕様や設計

等を基に、自らの判断で開発する場合など。委託契約書は必須)、外注費とは研究開発要素が含まれていないもの(仕様や設計等どおりに製作する場合など)としません。また、研究開発・実証の根幹となる取組の大半を外注、委託することは認められません。

Q-23 委託研究先として県の試験研究機関は対象となるのか。

A-23 対象になります。福島県ハイテクプラザ、福島県農業総合センター、福島県環境創造センターなどが想定されます。

Q-24 大学等、委託先が行った実用化開発等の成果から生まれた産業財産権は、委託先に帰属するとして良いか。

A-24 委託先において、本事業により産業財産権が発生した場合、その権利は委託先に帰属することも可能です。委託契約書を締結する際、産業財産権の帰属や持分比率などを明確に定めてください。安易に委託先の帰属としないようご注意ください。なお、実用化開発等の成果について、地元企業等と共有するなど、福島県浜通り地域の産業復興への寄与が審査項目の1つとなっておりますので、その点も留意ください。

Q-25 特許出願のため、弁理士に委託したいが、補助対象経費の委託費にある弁理士費用には出願費用となる印紙代も含まれるか？

A-25 弁理士の代理人費用のみ対象となります。特許庁に対して納める印紙代は、委託費の中に入っていたとしても対象になりません。

(間接経費)

Q-26 間接経費はどのようなものが対象となるのか。

A-26 実用化開発等に取り組む上で必要な実証や研究における環境改善やその機能向上に活用するための経費です。実用化開発等の実施に関連して必要と判断した場合、事業者の裁量で執行できます。直接経費では支出できない用途に使用してください。

例えば、実用化開発等の環境改善や共通的に使用される施設の維持や機器購入(コピー機、PC、机・椅子、台車など)、各種経費(新聞・雑誌代、PC・ソフトウェアの更新、光熱水費、通信運搬費、広報経費)などです。

(成果の共有)

Q-27 成果を地元企業等と共有しない場合はどうなるのか。

A-27 福島県浜通り地域の産業復興に寄与するかどうか審査項目の1つとなってお

りますので、その点を踏まえ申請してください。

(連携申請)

Q-28 連携して実施する場合、どの様に提案・申請すれば良いのか。

A-28 連携体として提案・申請するのではなく、連携する企業等が個々に提案書・申請書を作成した上で、連携体でまとめて提出していただきます。また、個々に大企業と中小企業の別を判断し、補助率を適用します。

Q-29 連携して申請する場合、事業計画毎(連携体)に採択の可否を判断されるのか。連携体の場合、1企業でも不採択になると事業が成立しない場合がある。

A-29 事業計画毎に採択を判断します。提案書は個々に作成いただきますが、採択は連携体として行います。

(その他)

Q-30 交付決定前の発注は補助対象外とのことだが、事前着手は認められないのか。農林水産分野においては、交付決定前、年度早々に作付けを要する計画も想定される。

A-30 原則、交付決定前の事前着手は認められません。ただし、本交付要綱第5条5項により、指令前着手が承認された場合、事前着手が認められる場合があります(採択内示日以降に限る)。この場合、交付決定は約束されたものではないことから、交付決定時に補助対象経費の一部が査定される可能性があり、査定された経費は、自らが負担することを了知の上で行っていただきます。

Q-31 3年間の事業計画が認められるとのことだが、各年度の補助事業期間が2月末日であると、事業に空白期間が生じる。継続して実施できないのか。

A-31 複数年の事業計画であっても、交付決定は年度毎であるため、補助事業期間外に発注や支払い等を行った経費は、補助対象外となります。なお、補助対象外ではありますが、事業計画に基づき、自らが行う実用化開発等を妨げるものではありません。

Q-32 他の研究開発等補助金の併用は可能か。

A-32 研究開発等の実施内容や経費等事業内容が明確に異なるものであれば、併用可能です。

Q-33 中古設備は補助対象か。

A-33 補助対象として認められます。

Q-34 再生可能エネルギーなどの実用化開発等において得られた電気等を本事業で活用して良いのか。

A-34 売電は目的外使用とみなされますが、本事業の取組の中で、補助事業者自身が消費する分には問題ありません。

Q-35 本事業へ提案し採択された場合、どの程度情報を公開する必要があるのか。

A-35 企業名と事業計画名、事業概要を公開させていただきます。公開前の特許情報など、秘匿すべき情報は公にはいたしません。